

三鷹市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	189,959	77,714,088	2,266,872	10,892,114	14.0	14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

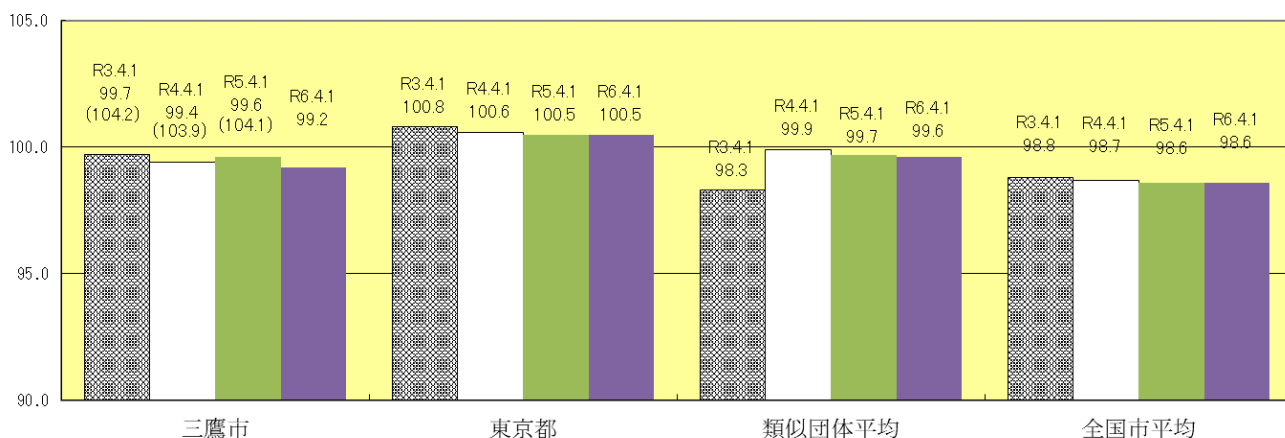
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	977	3,686,683	1,335,098	1,724,349	6,746,130	6,905	6,591

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③に該当しない

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成29年4月1日

（内容）東京都の給料表に準拠した給料表に見直し。激変緩和の為、経過措置（現給保障）を実施

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準10%に対し、三鷹市においては15%を支給

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三鷹市	41.3歳	317,526円	462,350円	406,563円
東京都	42.5歳	318,089円	458,519円	400,162円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1歳	321,107円	424,344円	381,974円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三鷹市	56.2歳	50人	326,378円	397,041円	383,845円	—	—	—	—
うち一般用務	55.9歳	30人	323,990円	391,445円	380,524円	用務員	49.1歳	244,800円	1.60
東京都	50.5歳	1,211人	286,976円	388,004円	353,700円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.4歳	91人	322,604円	385,796円	363,860円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三鷹市	—	—	—
うち一般用務	6,515,181 円	3,297,300 円	1.98

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2～令和4年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		三鷹市	東京都	国
一般行政職	大学卒	187,900円	187,900円	総合職(大卒) 189,700円 一般職(大卒) 185,200円
	高校卒	152,200円	152,200円	154,600円
技能労務職	高校卒	—	149,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

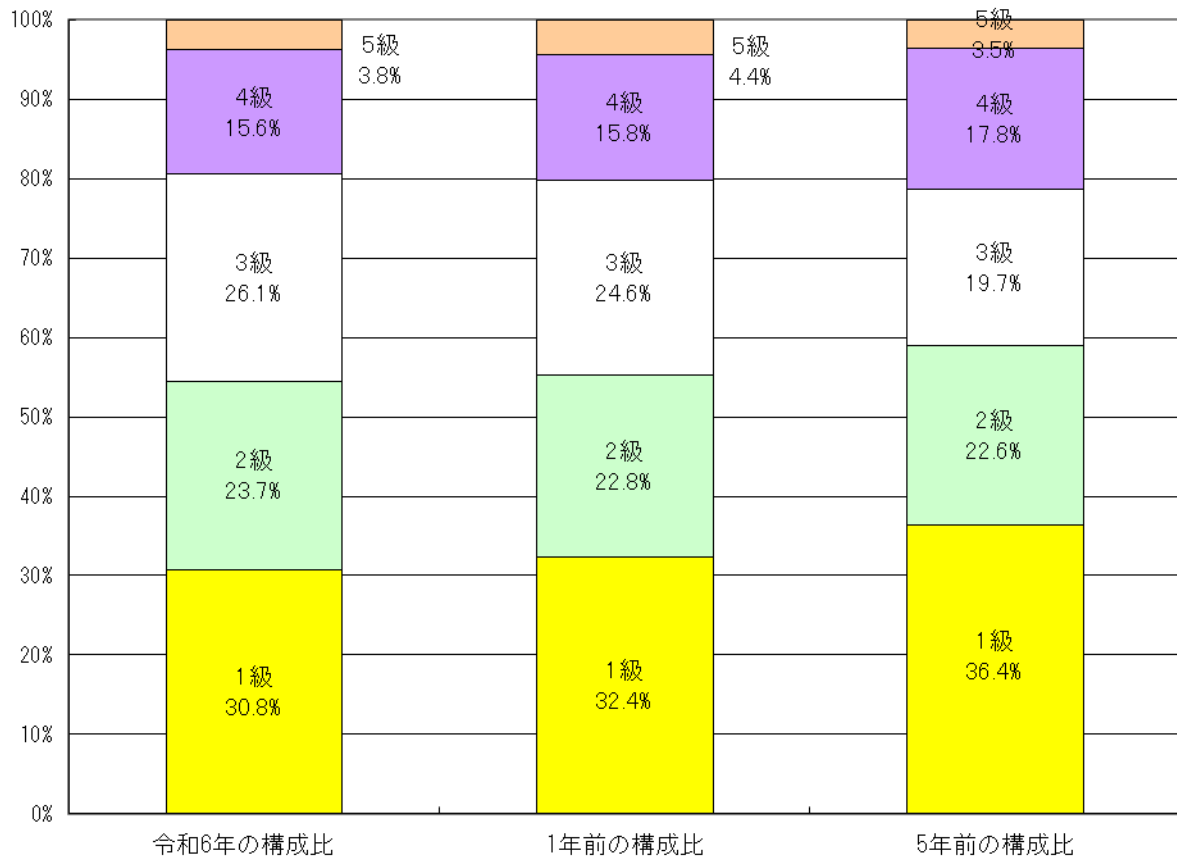
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,105 円	352,500 円	401,283 円	427,009 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

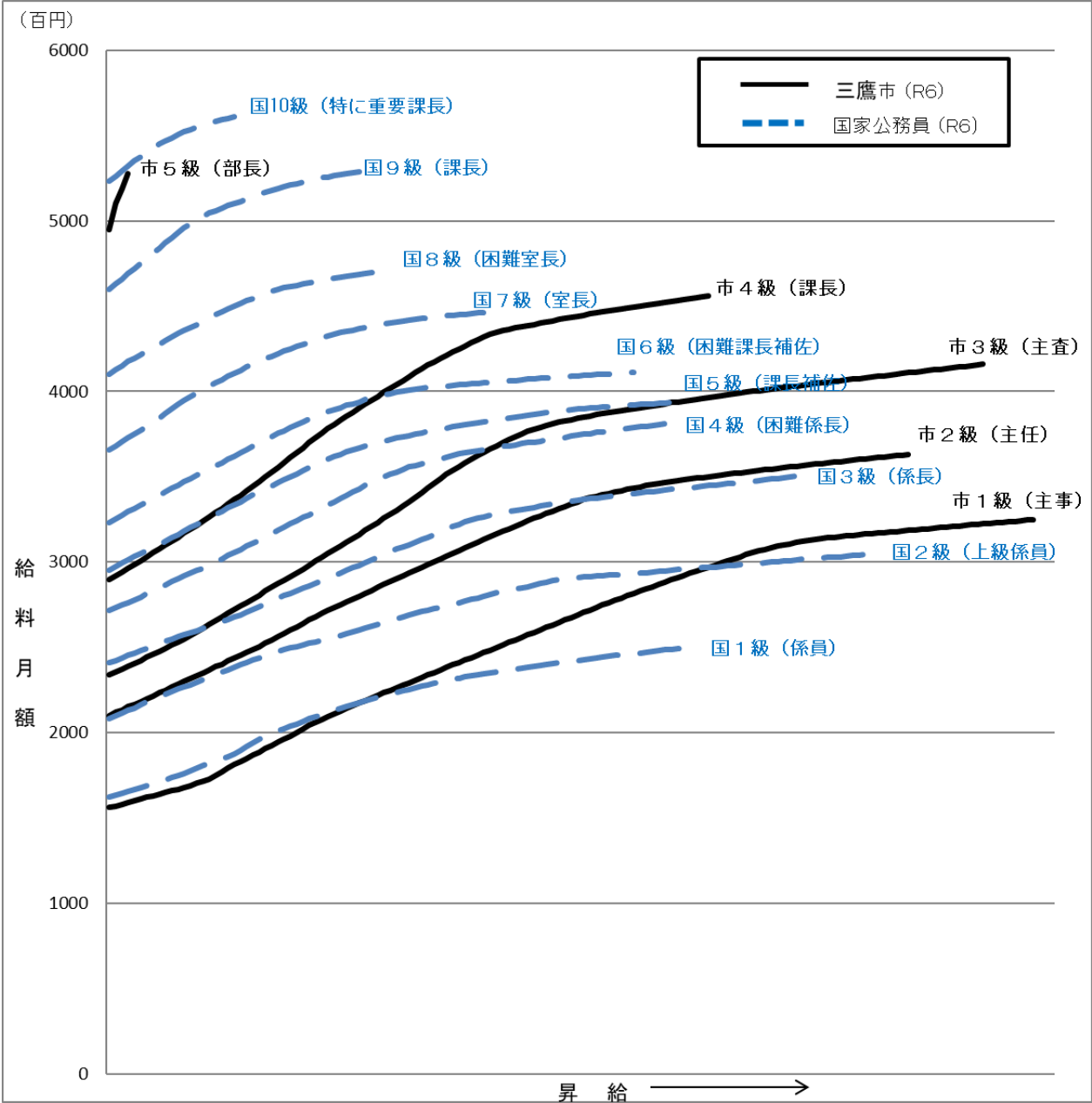
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長・担当部長	26人	3.8%	495,000	527,700
4級	課長・担当課長 課長補佐・副主幹	108人	15.6%	289,700	455,800
3級	係長・主査	181人	26.1%	233,800	415,800
2級	主任	164人	23.7%	210,100	363,100
1級	主事	213人	30.8%	156,200	324,800

- (注) 1 三鷹市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成29年に7級制から5級制に変更している。（旧給料表の3級及び4級並びに5級及び6級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三鷹市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					

ロ．人事評価を活用していない		
活用予定時期		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和5年度実績）

三鷹市	東京都	国
1人当たり平均支給額 1,744 千円	1人当たり平均支給額 1,907 千円	—
支給割合 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.35) 月分 (1.10) 月分	支給割合 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.35) 月分 (1.10) 月分	支給割合 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 なし	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三鷹市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

三 鷹 市			東京都			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.0 月分	23.0 月分	勤続20年	23.0 月分	23.0 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.5 月分	30.5 月分	勤続25年	30.5 月分	30.5 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.0 月分	43.0 月分	勤続35年	43.0 月分	43.0 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.0 月分	43.0 月分	最高限度	43.0 月分	43.0 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 勸奨退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,788 千円	21,200 千円	1人当たり平均支給額	2,253 千円	23,428 千円			

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日

以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（5 年度決算）			624,781 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5 年度決算）			575,835 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給率)
三鷹市	15.0%	1,085 人	10%

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（5 年度決算）			21 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5 年度決算）			2,333 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5 年度）			0.9%	
手当の種類(手当数)			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
不快危険作業手当	生活福祉課職員	行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務に従事	0 千円	1 回 3,000 円
緊急出動手当	全職員	勤務時間外の災害時緊急出動	21 千円	1 回 1,500 円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 （ 5 年 度 決 算 ）	447,441 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（5 年度決算）	481 千円
支 給 実 績 （ 4 年 度 決 算 ）	431,441 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（4 年度決算）	477 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 ・配偶者 6,000円 ※課長職及び課長補佐職 職員は3,000円 ・子 9,000円 ・その他 6,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度 末までの子に対する加算額 4,000円	異なる	支給区分、支給単価 【国】 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度 末までの子に対する加算額 5,000円	64,260 千円	205,304 円
住居手当	【内容】 満34歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある世帯主である職 員に支給 【支給額】 ・借家・借間 15,000円	異なる	支給対象者、支給単価 【国】 ・借家・借間 支給限度額 28,000円	20,464 千円	176,410 円
通勤手当	【内容】 通勤距離が片道2km以上あり、通 勤のために交通機関や自動車等 交通用具を利用する職員に支給 【支給額】 ・交通機関等利用者 原則として6箇月定期券額 支給限度額 55,000円/月 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 1箇月分支給額 2,600～37,200円	異なる	支給要件、支給単価 【国】 ・通勤距離が片道2km以上 あること ・交通機関等利用者 支給限度額 55,000円/月 ・交通用具利用者 1箇月分支給額 2,000～31,600円	106,485 千円	121,558 円
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員 に支給 【支給額】 ・部長等 115,000円 ・担当部長等 106,500円 ・課長等 89,000円 ・担当課長等 83,000円 ・課長補佐等 67,800円	異なる	支給対象者、支給割合 【国】 ・本府省課長 130,300円 等	154,773 千円	1,018,241 円
管理職員 特別勤務 手当	【内容】 (1)管理又は監督の地位にある職員 が公務の運営の必要性等から週 休日、休日に勤務した場合に支 給 (2)管理又は監督の地位にある職員 が、災害への対処その他の緊急 の必要により休日等以外の日の 午前0時から午前5時までの間 であって正規の勤務時間以外の 時間に勤務した場合に支給 【支給額】 (1)・部長等 12,000円(18,000円)/回 ・課長等 10,000円(15,000円)/回 ・課長補佐等 8,000円(12,000円)/回 ※()内は勤務時間が7時間超の場合 (2)・部長等 6,000円/回 ・課長等 5,000円/回 ・課長補佐等 4,000円/回	異なる	支給単価 【国】 (1)6,000～18,000 円 (勤務時間が6時間超の場合は、 9,000～27,000 円) (2)3,000 円～6,000 円	439 千円	14,633 円
休日勤務手当	【内容】 休日に勤務した場合に支給 【支給額】 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同じ	—	—	—

(注) 休日勤務手当の支給実績と職員1人当たり平均支給年額は、時間外勤務手当に含まれる。

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		(参考) 類似団体における最高／最低額		
給料	市 長	1,030,000 円	1,130,000 円	643,500 円
	副 市 長	870,000 円	930,000 円	750,000 円
	教 育 長	810,000 円	—	—
報酬	議 長	640,000 円	724,000 円	463,000 円
	副 議 長	580,000 円	660,000 円	420,000 円
	議 員	550,000 円	606,000 円	400,000 円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	4.65 月分		
	教 育 長	(令和5年度支給割合)		
	議 長	4.65 月分		
退職手当	副 議 長			
	議 員			
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×在職年数×380/100	15,656,000 円	任期満了時
	副 市 長	給料月額×在職年数×300/100	10,440,000 円	任期満了時
	教 育 長	給料月額×在職年数×250/100	6,075,000 円	任期満了時
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長及び副市長は4年、教育長は3年）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

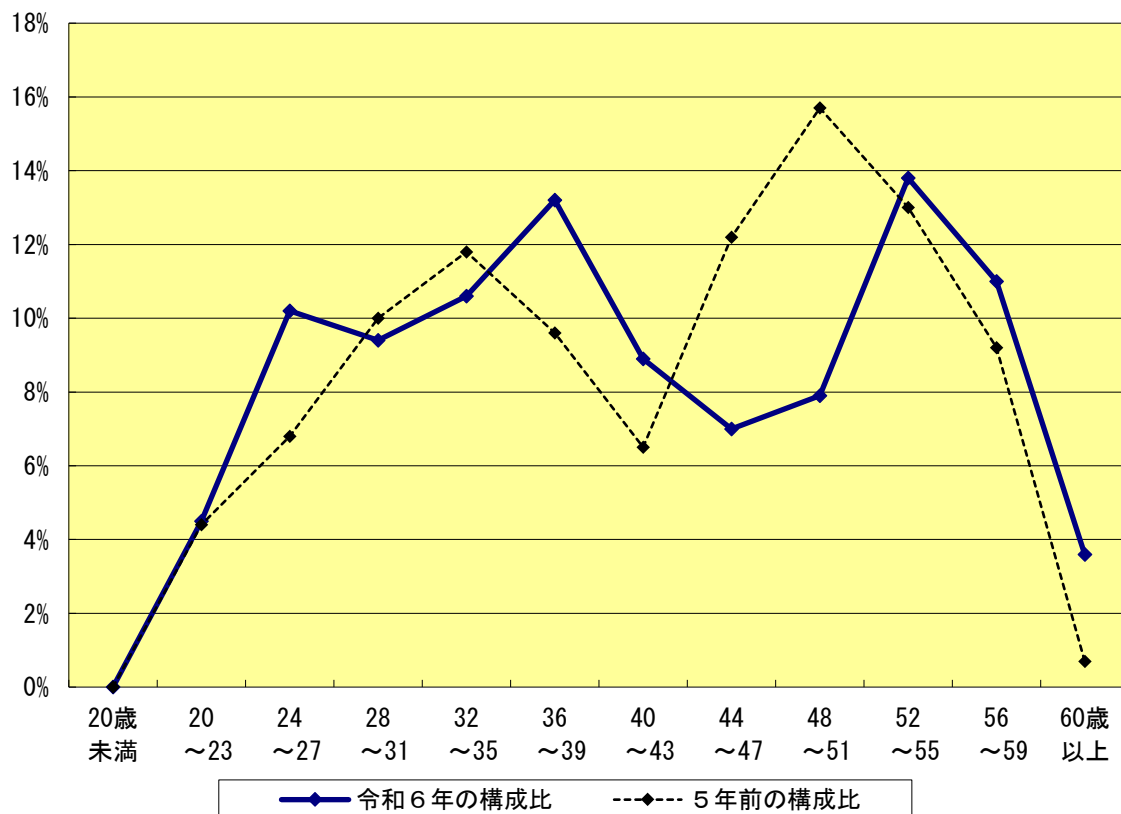
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議 会	13人	13人	0人	
	総 務 企 画	214人	203人	△11人	・参加と協働推進室廃止及び企画経営課参加と協働係新設による減
	税 務	70人	65人	△5人	
	民 生	357人	379人	22人	・福祉人財の確保・定着に関する事業の推進に伴う体制強化など組織改正による増
	衛 生	53人	51人	△2人	
	労 働	4人	5人	1人	
	農 林 水 産	4人	5人	1人	
	商 工	9人	11人	2人	・弾力配置
	土 木	120人	122人	2人	
	小 計	844人	854人	10人	<参考> 人口1万当たり職員数44.96人 (類似団体の人口1万当たりの職員数45.11人)
特 別 行 政 部 門	教 育	133人	136人	3人	・学校施設の維持保全・改修に伴う体制強化、学校給食マネジメントの体制強化等による増
	小 計	133人	136人	3人	
普通会計の計		977人	990人	13人	<参考> 人口1万当たり職員数52.12人 (類似団体の人口1万当たりの職員数61.34人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	0人	0人	0人	
	下 水 道	20人	20人	0人	
	そ の 他	49人	47人	△2人	
	小 計	69人	67人	△2人	
合 計		1,046人 [1,015人]	1,057人 [1,055人]	11人 [△40人]	<参考> 人口1万当たり職員数55.64人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (令和6年)	0人	48人	108人	99人	112人	139人	94人	74人	83人	146人	116人	38人	1,057人
職員数 (5年前)	0人	44人	67人	99人	117人	95人	64人	121人	155人	129人	91人	7人	989人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	783	786	797	832	844	854	71 (109.1%)
教 育	136	132	130	128	133	136	0 (100.0%)
普通会計 計	919	918	927	960	977	990	71 (107.7%)
公営企業等会計	70	68	71	69	69	67	△3 (95.7%)
総合計	989	986	998	1,029	1,046	1,057	68 (106.9%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 その他

(1) 外郭団体等への定年退職者等の再就職状況

No.	再就職先の団体名、役職名	氏名	再就職日
1	公益財団法人三鷹国際交流協会 常務理事	秋山 慎一	令和7年4月1日
2	公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団 常務理事	岩崎 好高	令和3年4月1日
3	公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団 事務局次長	室谷 浩一	令和6年4月2日
4	一般財団法人三鷹市勤労者福祉サービスセンター 常務理事兼事務局長	田中 通世	令和7年4月1日
5	社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団 福祉Laboどんぐり山常務理事	馬男木 由枝	令和7年4月1日
6	公益社団法人三鷹市シルバー人材センター 常務理事	濱仲 純子	令和5年4月1日
7	三鷹市土地開発公社 常務理事	川鍋 章人	令和7年4月1日
8	特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会 事務局長	小出 雅則	令和3年4月1日
9	株式会社まちづくり三鷹 取締役副社長 経営事業部長	田口 智英	令和4年4月1日
10	大沢住民協議会 事務局長	藤井 泰男	令和2年4月1日
11	三鷹市東部地区住民協議会 事務局長	齋藤 浩司	令和7年4月1日
12	三鷹市西部地区住民協議会 事務局長	宮崎 望	令和2年4月1日
13	三鷹市井の頭地区住民協議会 事務局長	新藤 豊	令和5年4月1日
14	新川中原住民協議会 事務局長	田中 元次	令和7年4月1日
15	連雀地区住民協議会 事務局長	桑名 茂	令和4年4月1日
16	三鷹駅周辺住民協議会 事務局長	池田 宏太郎	令和6年4月1日
17	三鷹市スポーツ協会 事務局長	田中 二郎	令和4年4月1日
18	ふじみ衛生組合 事務局長	荻原 正樹	令和3年4月1日
19	特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構 常務理事	小泉 徹	令和7年4月10日
20	社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会 常務理事	伊藤 幸寛	令和7年4月1日
21	特定非営利活動法人Mitakaみんなの防災 常務理事	大倉 誠	令和6年7月1日

- (注) 1 令和6年度末までに三鷹市を定年退職（60歳到達時普通退職等を含む）した課長職以上の職員のうち、三鷹市の外郭団体等に役員又は管理職として再就職した者（内容は、令和7年4月1日現在）を掲載しています。
- 2 No.5は令和5年4月1日から社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団福祉Laboどんぐり山担当理事、令和7年4月1日から現職
- 3 No.9は平成31年4月1日から株式会社まちづくり三鷹経営事業部市政窓口グループマネージャー、令和5年4月1日から現職
- 4 No.17は令和6年4月1日に「三鷹市体育協会」から名称変更
- 5 No.19は令和7年4月1日から理事、令和7年4月10日から現職
- 6 No.21は令和5年4月1日から令和6年6月30日までは、特定非営利活動法人Mitakaみんなの防災事務局長、令和6年7月1日から現職

(2) 公平委員会の報告事項

区 分	令和6年度 当初係属件数	新規 申立件数	処理件数					令和6年度末 係属件数
			申立容認	申立棄却	却下	取下げ	計	
勤務条件に関する措置の要求	0	0	—	—	—	—	0	0

区 分	令和6年度 当初係属件数	新規 申立件数	処理件数					令和6年度末 係属件数
			処分取消	処分容認	却下	取下げ	計	
不利益処分に関する不服申立て	0	0	—	—	—	—	0	0

(3) 職員提案制度の概要

概 要		
職員提案 (延べ12人から23 件の応募)	市政全般に係る「気づき」、「アイデア」等の提案	6件について、実現に向けて取り組む こととする

(令和6年度実施)